

別表第6（第3条、第5条、第10条関係）

1 補助事業者	船舶運航事業者
2 補助対象経費	<p>燃料高騰支援</p> <p>「3 対象船舶」に該当する船舶に係る燃料価格高騰の影響により増加した燃料費</p>
3 対象船舶	県内発着の内航定期航路を運航する長距離フェリー及びRORO船
4 補助額	<p>フェリー</p> <p>【前期分】1隻当たり最大16,016,000円</p> <p>【後期分】1隻当たり最大10,296,000円</p> <p>RORO船</p> <p>【前期分】1隻当たり最大8,136,800円</p> <p>【後期分】1隻当たり最大5,230,800円</p>
5 申請書に添付すべき書類	<p>申請書に添付すべき書類は次に掲げるものとする。ただし、前期分の令和6年度交通・物流事業者燃料高騰対策事業補助金を受給した船舶運航事業者が後期分の同補助金を申請する場合は、(1)及び(2)を省略できるものとする。</p> <p>(1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）</p> <p>※ 原則として申請を行う日から3か月以内のもの。（写し可）</p> <p>(2) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書</p> <p>(3) 誓約書</p>